

## 第71回 道州制特別区域提案検討委員会

日時 平成29年6月13日（火） 14:00～14:50

場所 道庁赤れんが庁舎 2階2号会議室

出席者

（委員）河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、佐藤委員、寺下委員

（事務局）総合政策部地域主権・行政局 竹縄地域主権担当局長、山中地域主権課長ほか

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第71回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

議事に先立ちまして、本年4月1日付の人事異動で、私のほか、事務局スタッフに異動がございましたので、改めて全員をご紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介）

今年度は、このような体制で道州制特区の推進に取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以降の議事の進行につきましては、河西会長をお願いいたします。よろしく願います。

（河西会長）

皆様、こんにちは。

お忙しいところ、ご足労いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

初めに、次第をご覧ください。

本日は、これまでに寄せられた道民アイデアについて、まず、第1次整理を行っていきます。

なお、本日の委員会に関しては、15時の終了を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事に入る前に、まず、前回委員会の審議結果について簡単に確認しておきたいと思っております。

お手元の席上配付資料をご覧ください。

通常の形の道庁内で行われた委員会に関しては、2年前の7月24日以来となっておりますが、そのときに行ったことに関して、道民アイデアの第1次整理についてということで、市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化、補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験、国際規格の道路標識の並列表示、テレ

ワークの促進策、交通安全に関する特許を活用した地方創生の5項目について審議し、いずれも一旦検討を終了することにいたしました。補完通貨システム及び国際規格の道路標識の第1次整理の理由については、別途、調整するということになっておりました。

以上が前回の審議結果でございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(河西会長)

それでは、議事(1)の道民アイデアの第1次整理に入ります。

初めに、前回の委員会で審議した補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験及び国際規格の道路標識の並列表示について、1次整理の理由を別途調整するということになっておりましたが、その件に関しては、まず、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験及び国際規格の道路標識の並列表示につきまして、一括してご説明いたします。

初めに、補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験につきまして、資料1に基づいてご説明申し上げます。

今、会長からお話ございましたとおり、本件は、前回の委員会で、アイデアそのものは一旦検討終了との結論を頂戴したものでございますが、議論の中で、このアイデアにはいわゆる地域通貨にかかわる視点が含まれている、道州における地域通貨の位置づけは一つの論点である、特区提案としては一旦検討終了とするものであっても、その点は明記しておくべきであるとの趣旨のご指摘がございました。

そこで、1次整理の対応方向の理由といたしまして、「なお、道州における地域通貨のあり方については、道州制特区提案とは別に検討されるべきである」旨の記述をつけ加えさせていただきました。

事務局として、今後、勉強を深めてまいりたいと考えております。

引き続き、国際規格の道路標識の並列表示につきましてご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

本件につきましても、一旦検討終了という結論とはするものの、理由づけといたしまして、国際化に対応した標識は全国一律で整備すべきであろうという趣旨を明確にあらわすべきであるのご意見を頂戴しておりました。

前回の委員会後に法令の改正がございまして、本年7月から日本語に英語を併記した標識を使用することが認められますことから、ここでは、その事実を記載させていただきました。

詳細につきましては、参考資料1をご覧くださいと存じます。

徐行及び前方優先道路、並びに一時停止につきまして、2ページ目の左側でお示しして

いるような日本語と英語が併記された標識を設置することが本年7月1日から可能となります。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、委員の皆様から何かご質問、ご意見などはございますか。

特に理由ですね。そのあたりを別途調整するという事で前回の委員会は終わっています。

(「なし」と発言する者あり)

(河西会長)

それでは、特にないようですので、引き続き、道民アイデアの1次整理を行っていききたいと思います。

1次整理の進め方に関しては、これまで同様に、事務局から検討項目に関する説明をしていただき、それについて皆様から質疑、意見交換を行っていただき、きょうは、その時点で一旦検討終了とするか、もしくは、さらに議論を深めていく場合、分野別審議に進めるか、その方向について結論を皆様にしていただくことになっております。

それでは、検討項目の一つ目、鹿生肉の輸出手続の簡素化について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

鹿生肉の輸出手続の簡素化についてご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

アイデアの概要は、鹿生肉の輸出手続を簡素化させようというもので、昨年9月にアイデアが寄せられたものでございます。

鹿生肉の輸出手続に係る事実関係ですが、畜産物の輸出に当たりましては、国が輸出相手国と協議し、国ごとに具体的な要件を設定する必要がありますが、現在、鹿肉の輸入を認めているのは台湾のみでございまして、その台湾においても、輸入は飼育したものに限定されており、山の中などで銃などによりと殺されたものは対象外とされております。我が国で食用に供されるエゾシカのほとんどは、山の中などでハンターが銃によりと殺したものとなっております。

なお、偶蹄類の動物、これにエゾシカが含まれますが、この肉を輸出する場合、輸出者は、家畜防疫官による検査を受け、輸出検疫証明書の交付を受けなければならないこととされております。

そして、家畜防疫官による検査を受けるためには、輸出検査申請書にと畜検査証明書などを添付して、動物検疫所に提出することとされております。

ところが、エゾシカなどの野生動物は、と畜場法の対象獣畜とされていないことから、と畜場でのと畜ができず、結果、と畜検査証明書が発行されないということとなっております。

したがって、現行法令のもとでは、野生のエゾシカを食肉として輸出することはできないといった制約がございます。

と畜場法等の規制につきまして、詳細等の説明は割愛させていただきます。後ほど、参考資料2をご覧くださいければと思います。

以上の事実を踏まえた上で、本件への対応について考えますに、畜産物の輸出は、日本だけではなく、相手方が受け入れてくれるかどうかという点が問題となります。

すなわち、輸出に当たりましては、国が輸出相手国と協議し、具体的な要件を設定する必要があり、国の外交交渉に関わるものでございますことから、道州制特区提案にはなじまないのではないかとこのように考える次第です。

以上のことから、本件については、一旦検討終了とすることでいかがということでお諮りいたします。

なお、エゾシカがと畜場での処理の対象外となっていることは法的な隘路と言えますが、エゾシカを食肉として処理、解体すること自体は、食品衛生法による食肉処理業の許可を得れば可能でございます。

北海道環境生活部によりますと、平成27年度において、エゾシカの捕獲頭数に占める食肉処理施設での処理頭数の割合は17.6%、約2割にとどまっているということでございます。

エゾシカ肉の輸出にかかわる法令の規制につきましては、エゾシカ肉の有効活用に向けた国内環境の整備の進展を見ながら、必要に応じて、当委員会において再度審議を行っていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

私から1点ですが、この理由を読む限りは、畜産物の輸出に関する権限移譲というのは外交がかかわってくるので難しい、ただし、法令規制に関しては、今後、そういった方向の検討も考えられるということですね。

(事務局)

そうですね。現状の中ではこののだけれども、今後、いわゆる安定供給のものがふえてくれば、こういったことも検討していく段階になってくると思います。この状況では、一旦検討終了という形なのかなという整理でございます。

(河西会長)

わかりました。ありがとうございます。

(菊池副会長)

アイデアの概要の2行目に「正しく仕留めた鹿」という表現があります。今日の参考資料の中にはありませんでしたが、環境生活部がエゾシカ衛生処理マニュアルを作成しておりますので、併せて添付していただければよかったですと思いました。

エゾシカ肉の流通という観点からは、環境生活部の皆さんが大変長い間検討されております。輸出に該当する以前のところで、どれぐらいの肉が流通しているのかというのが実はあまりはつきりわかっておりません。ただ、資源としては非常に重要だということはわかっているので、この方のアイデア自体はもう少し可能性のあるものとして捉えられているのではないかと思います。

ここで書かれているように、例えばエゾシカの捕獲頭数に占める食肉施設での処理頭数の割合は17.6%とありますが、処理されているのは13万頭ぐらいですね。仮にその2割だとしても、約3~4万頭しか食肉には回っていないはずです。これは食肉処理施設で処理されているというだけです。ですから、量的にはまだまだ小さいです。しかし、ここが北海道内で問題になっていて、もっと有効活用しようということが基本にあります。要するに、それを輸出していったり産業化できないかというのがこの方の視点だと思うので、そこらへんも酌んであげられるような回答ができればいいと思いました。

(岸本委員)

全てが頭に入っていないのですけれども、これは、伝染病予防のための国際的な条約で、輸出国と輸入国の間の手続上踏まなくてはならない業務についての何々条約の担保法のはずです。国内法のはずです。この方がおっしゃっているのは、正しく仕留めた鹿について、手続を簡略化させて、輸出する際の規制を緩和してくれと言っているわけですが、そもそも国内法を緩めて手続を簡略化することは、日本が加盟している農作物や畜産物などの輸出入における国際的な取決めとの関係も考えなくてはいけないと思うので、そこを確認すれば、そもそも相手国の台湾云々という前に、それ以外のところも含めて影響が出てくる形になると思うのです。

ですから、可能性として、無駄な規制は要らないというのは前提であるのですが、このあたりは慎重に法制度を調べた上でのほうが安全かなという気がします。

輸出検査要領は要領で、家畜伝染病予防法というものの自体、日本が勝手につくっているというより、おそらく担保法のはずなので、そこだけお調べいただければと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

事務局から、今の岸本委員のご意見に対して何かありますか。

(事務局)

今、岸本委員からお話があった国際法上の規定等については調べておりませんので、今後、調査をして、またお示ししたいと思います。

(岸本委員)

別に国連が云々と言っているわけではないのです。例えば、EUとかアメリカとの間で、検疫の国際協定みたいなものが絶対にあるはずで、その関係に触れるのであれば、むしろそれを言ったほうがいいのかないかなという気がしたのです。書き方としてということで、それほど強くという意味ではありません。

(事務局)

わかりました。

(河西会長)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、この件に関しては、今、岸本委員からご意見いただいた点を調査の上、再調整いただいで……。

(岸本委員)

理由の書き方の問題です。提案された方が納得というか、誤解がないようにしていただいて、例えば、そうなのであればこれはできるではないかという提案をさらにいただけるような、コミュニケーションがとれるような形になるといいと思います。ですから、理由について、現状はこうなので、今、この委員会でするかどうかというところを明確にして、将来はというふうに投げ返したほうがいいと思います。

(事務局)

わかりました。

(菊池副会長)

岸本委員の話で思ったのは、と畜場を使わないほかの動物ではイノシシなどがありますね。そういうものは一切輸出できていないのかどうか、それはどういうふうに解決しようとしているのか、もしくは、していないのか。実際には、と畜されていないものであれば、国内なら自己管理の上でやれるのではないかなと思うのです。人に売ったりするのはまた別の話だと思いますけれどもね。

また、偶蹄目については、BSEの問題があるので、BSE清浄国となる以前はいろいろな制限がありまして、そのときにエゾシカも一緒だったと思います。ただ、今、BSE清浄国になっているので、衛生のことについての経過もきっとあるだろうと思います。国際的な輸出入を調べるときに、そのあたりに何かヒントがあるのではないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

このご意見に関しては、昨年いただいたものですね。委員会の開催のインターバルが結構長いので、とりあえずきょうは1次整理ということでおさめて、理由のところに関しては、事務局で調整をして、一度、岸本委員に見ていただいて、あとは私に一任していただくという形でよろしいでしょうか。

(岸本委員)

はい。

(河西会長)

意見を寄せてくださった方にはなるべく早目に回答したほうがいいと思います。そして、また別の機会に菊池副会長がおっしゃっていたことのご説明をいただければと思います。

(岸本委員)

私も、その存在があるのかどうかがわからない中で申し上げていますので、調べた結果、どうなっているのかというところがはっきりしない、あるいは、わかったところで理由として書くと、アイデアを提案してくれた方にわかりにくくなってしまうということがあれば、あえてそれを書く必要はないです。

ただ、私はこの理由づけがおかしいと言っているのではないです。しっかり確かめられた上で、会長にご一任で、副会長にも見ていただければと思いますが、この理由のとおりいこうというのであれば、私は異を唱えるものではありません。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、この提案に関しては、事務局に調べていただいて、その後、会長、副会長にご一任いただくということをお願いいたします。

続いて、検討項目の二つ目の農林漁業の移住者募集について、説明をお願いいたします。

(事務局)

農林漁業の移住者募集についてご説明申し上げます。

資料4をご覧ください。

アイデアの概要は、人口減少により離農が後を絶たない中で、農林漁業について、外国人や道外在住者の移住者を募り、地域を活性化させるというもので、こちらも昨年9月にアイデアが寄せられました。

日本人につきましては、基本的に居住、移転の自由が保障されておりますので、ここでは外国人の移住についての事実関係について述べております。

そもそも、外国人が日本に入国、在留するためには、原則として、出入国管理及び難民

認定法に定める在留資格を有することが必要です。

就労活動ができる在留資格のうち、農林漁業に従事することができる者は、現状、開発途上地域等への技能等の移転を目的とした技能実習に限られます。

農業及び漁業関係の職種、作業の中には、在留資格技能実習1号に基づいて、1年間の技能実習を行った後、在留資格を技能実習2号に変更することで、最大でさらに2年間の技能実習が可能となるものがあります。

一方、林業分野で技能実習2号への移行対象となっている職種、作業は存在いたしません。

北海道経済部の調査によりますと、道内では、平成27年時点で、農業1,868人、漁業57人の外国人が当該制度を利用しているとのことです。

なお、外国人技能実習制度については、優良な実習実施者、監理団体に限定して、4年目、5年目の技能実習が可能となる改正法が本年11月に施行される予定となっております。

また、政府は、国家戦略特別区域内で一定の知識、技能を有する外国人が農業支援活動を行うことを可能とする法律案を今年の通常国会に提出しております。

本件への対応についてでございますが、本件は外国人材の活用という、今、各方面で議論が進められている内容の提案ではございますが、次の理由から、当委員会としては一旦検討終了としてはどうかと考えます。

すなわち、道では、外国人材の確保により、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設につきまして、平成20年3月に道州制特区提案を行っております。その結果、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討することとされたところでございます。

農林漁業に従事する外国人材の受入れに関する本提案は、出入国管理に関する基準の変更という点で、平成20年3月の提案に含まれる内容であることから、この場では一旦検討終了としてはいかがかということでお諮りいたします。

説明は以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問、ご意見があればよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

質問です。このアイデアの概要は、外国人や道外在住者の移住、今回は外国人に限ってという整理ですけれども、地域を活性化させるという趣旨ですね。

そして、整理の内容は、1年や2年がいい、場合によっては4、5年いいということで、

最後の一定の知識、経験などを有する外国人が農業支援活動を行うことを可能とするというのは、日本人に対して外国人が教えてくれるというケースですか。

上の記述までは、いわゆる研修をしにきているわけですね。一番下は、逆に教えにくる人に限りという意味ですか。一定の知識、経験などを有する外国人が農業支援活動を行うこととなると、主語が外国人なのかなと思ったのです。

(事務局)

国家戦略特区の中身ですけれども、ちょっと補足しますと、国では幅広い分野における外国人人材の受け入れを促進していこうということで、いわゆる国の岩盤規制である入管の環境を国家戦略特区で緩めていこうということですのでけれども、外国人人材を活用した家事支援とか創業人材といった特例措置が一定の地域で緩和して認定されるということです。この書き方は、主語がちょっとわかりにくかったかもしれません。

(佐藤委員)

わかりました。

この理由で、入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討されるということで、その中に農林漁業に従事する外国人人材の受け入れに関する本提案は含まれるということですが、この書き方だと、うがった見方をすると、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるようということで検討されていると見えるので、これは本当に農林漁業に従事する外国人も検討内容に含まれるのか。

何となく、上の地域を活性化させたいということと外国人に限るということと、アイデアの概要と事実関係の整理と1次整理の方向の理由が少しずつ変質しているようにも見えるのです。どうも、アイデアを出した人の趣旨はそうではないのだというふうに見えるのですけれども、どうですか。

(岸本委員)

今、佐藤委員がおっしゃったのは、「外国人人材の確保により外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう」という部分がないのであれば、まだわからなくはないということですね。

(佐藤委員)

そうです。

(岸本委員)

上のアイデアの提案は、人口減少により離農が後を絶たないから、日本での営農に興味を持っている外国人に、何も研修という形で技能を学びにくるということ以外にも、まさにご指摘のとおり、一定の知識、経験を有するという——これが何を意味しているかという、日本に農業を学びに来るのではなくて、日本人に教えに来るかどうかはともかくと

して、一定の知識、経験などを有する外国人が幅広く日本に入ってくるように整備をしたかどうかという提案なわけですから、観光客へのホスピタリティ云々とは違うだろうと。ですから、理由のところをここを切り離せばそのまま使えるような気がするのです。何の目的のためかというところについては、今ある知事の申出権で、入管の規制の緩和のあり方については提案をしたところで、この申出権の中でこういったことも既に対象になり得るから、一旦検討を終了しますという形で押さえてもいいのではないのかというご趣旨ですね。

(佐藤委員)

そうです。

(岸本委員)

それなら、私も同感です。

(事務局)

確かに佐藤委員がおっしゃるとおり、このままいけば全く関係ないのではないかということですので、ここは少し修文させていただきます。委員がおっしゃったように、趣旨としては入っていると、そもそも在留資格の変更なり解釈を改めるといふ部分に大きく含有されているという考え方ですので、今回は一旦閉じさせていただき、そういう趣旨であればいいかと思っています。

よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

わかりました。

(菊池副会長)

平成20年3月の道州制特区提案というのは、私が思っているのと同じなのかどうか、例えば、海外研修生の観光技能が高度なものに関しては認めさせてはどうかということがあったのですが、高度な観光技能講習が存在しなかったのも、これはちょっとできませんねという話があったと思います。それは、平成20年の話とは別の話ですか。

たしか、そういう話がありましたね。

(岸本委員)

旅館業の……。

(菊池副会長)

そうです。それとは別ですか。

(岸本委員)

別なのでしょうね。

(菊池副会長)

別だとする、ここで同じ法令が出てきていて、技能講習等も出てきているので、今までの検討経過の中にこれも入れたらいいと思います。

それから、アイデアの概要のところ、この方はもうちょっと違うことを言われているのではないかと思います。一つは、今、岸本委員が言われたようなことですがけれども、地域を活性化させるというところ、これは、もしかしたら地域産業を活性化させることを指していると思いましたが。例えば、農産業に従事する人がいなくなって、農業や漁業が低迷していくので、地域産業を活性化させるという意味なのか、もしくは、納税はできないわけですから、購買その他で、今言われたようにずっと定住をしていくことによって地域の購入力を増していくという意味なのか、どちらなのかと思いつつ読んでいました。

最後の2行のところオチがつくというのは何となく唐突な感じを受けました。提案者の文脈以外のところを読んであげた回答にしたらいいと漠然と思いましたが。

(佐藤委員)

副会長がおっしゃったように、読み込めば読み込むほど、規制緩和の問題にもなっていくと思います。

ここは、農地などに外国人が入ってきて所有して、というふうにも読み取れます。ところが、今、農地法上はだめですね。どこまでをイメージされているのかによるのですが、積極的に読んでいけばいくほど、ここの規制をというふうに言っていることにならないわけではないと思います。ただ、そのあたり、事実関係の整理で不明確なところがあるので、理由づけのところあまりにもそんたくして踏み込むわけにもいかないというところがあったと思います。それで、ぶれぶれな一文が入ってしまったところがあると思うのです。

とりあえずそこを削除して、そういう規制をということが出てきたときには、申出権だけの問題ではなくなってくるので、別に審議、検討という形にはなってくると思います。

ここは、あくまでも入管の問題のみだと考えて、「できるよう」というところまでを切れば、整理としては成り立つと思うのです。

副会長がどのようにお考えなのかによるとは思いますが。

(菊池副会長)

農業者として仮に認定していくということであれば、今までこの会議の中でも話し合われたとおり、農業委員会の農業者を認定するヘクタール数が各自治体によって違います。また、農業委員会を認定する町村長の権限のあり方ということが道州制特区の中で話し合われたと記憶しています。

ですから、もしそこまで拡大するのであれば、今まで道州制特区の中で一定の見解を出したのも背景にあると思いますので、そこまで広げた説明は必要ないと思いますが、もし関わるようなことであれば参考にして記載していただければと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

もともとのアイデアの概要は、提案者の趣旨ですね。それで見ると、外国人とか、道外在住者の移住者を募り地域を活性化するというところで、今回は農地などの問題まで踏み込む必要はないと個人的に思っています。

したがって、理由のところ、外国人人材確保によりという最初の部分に関して、他の産業ではなくて、あくまでも今回の農林漁業についてこの部分に限定した形にしたほうがいいのではないかと、佐藤委員、岸本委員のご意見どおり、この文を削除して理由づけしたらいいと思います。

ただ、副会長がおっしゃったように、農林漁業の活性化はものすごく重要な問題なので、また機会を見て、過去に整理したものなどをまとめて議論する機会を設けていただければと思います。

(佐藤委員)

提案者の立場になって考えたのですが、外国人については今の整理のとおりだと思いますが、道外在住者は、道州制特区という道州を標榜した上でどういうテストケースが必要かということを考える上で、規制緩和ではないのでしょうか、特区提案をするに当たって障害はあったのでしょうか。

道外在住者の移住を募るに当たって、外国人は議題になったようなルールがあると思うのですけれども、道外在住者はないような気がするのです。そうすると、道外在住者は特区提案にそぐわないですね。そういう理解でいいですか。

(事務局)

そうです。

(佐藤委員)

わかりました。

(河西会長)

農林漁業に従事をしてくださる方々の移住は、既に道の施策として積極的に取り組んでいらっしゃいますので、そこに関しては権限の移譲などはないということです。

ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

(河西会長)

それでは、農林漁業移住者の募集については、結論としては、一旦検討終了で、理由のところに関しては、外国人観光客へのホスピタリティを向上するという説明の部分を削除した形の文章にするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(河西会長)

ありがとうございます。

それでは、そのような形でお願いいたします。

それでは、議事(2) その他ですけれども、何かございますか。

(事務局)

先般、生活保護法の一部改正に伴いまして、道州制特区法の一部改正がございましたことから、その内容につきまして、資料5に基づいてご報告させていただきます。

生活保護には、生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助などいろいろございますが、生活扶助や教育扶助が金銭給付であるのに対して、医療扶助と介護扶助は現物給付が原則となっております。

介護扶助のための介護を担当する機関は、国の開設した介護機関については厚生労働大臣の、その他の介護機関については事業所の所在地を所管する都道府県知事の指定を受けることとされています。この指定を受けた介護機関を指定介護機関と呼んでいます。

この指定によりまして、指定介護機関は、自治体から委託を受けて、被保護者に対しサービスを提供し、その対価を自治体から受け取ることとなっております。

本年6月2日に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されました。

これは、主として、長期にわたって療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話をを行うことを目的とするものでございます。

道州制特区法の改正内容については、白抜きの2になります。

生活保護法第54条の2第1項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている介護機関の指定事務は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第12条第1項の規定により、北海道知事が行うこととされておりました。

この改正法第43条は、道州制特区法第12条第1項の一部改正についての規定でありまして、国が設置する介護医療院についても、北海道知事が指定の事務を行うことをその内容としているものでございます。

具体の改正内容につきましては、資料の2ページに新旧対照表を掲げておりますが、これは、生活保護法の読み替え規定でございますので、これだけでは、なかなか意味がつかみにくいところがあるかと思えます。

そこで、3ページに、道州制特区法第12条第1項により読みかえた生活保護法の規定を掲載しておりますので、こちらで説明させていただきます。

中ほどのゴシック体のところですが、計画作成特定広域団体の知事は、国の開設した地域密着型施設、…又は介護医療院について、給付を担当させる機関を指定するというよう

になっております。

本改正による実務への影響につきましては、資料の1ページに戻っていただきまして、白抜きの3をご覧ください。

今般の道州制特区法の改正に伴って、道が定めている北海道道州制特別区域計画を変更することは、次の理由により不要であると考えられます。

すなわち、今般の改正は、介護機関の指定事務の対象となる施設に、国が設置する介護医療院を加えることをその内容とするものでして、事務の性質に変更を生じさせるものではないこと、また、北海道道州制特別区域計画の中では、当該事務を介護機関の指定、当該指定を受けた施設を指定介護機関と表現しており、個々の施設名を列記しておりません。

道州制特別区域計画につきましては、本日、皆様の机上にも配付させていただいております。該当部分は8ページと9ページとなっておりますが、こちらの説明は割愛させていただきます。

また、道の保健福祉部に確認いたしましたところ、現在のところ、国が介護医療院を開設するという動きは承知していないということでございますので、この法改正による実務への影響は、少なくとも当面のところはないと申し上げてよろしいかと存じます。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの報告に関して、何かご質問、ご意見があればよろしくお願いいいたします。

道州制特区の計画には、とりあえず支障がないということで、次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(河西会長)

ありがとうございます。

そのほかにありませんか。

(事務局)

特段、これ以上説明することはございませんので、皆様方から何かご意見等があればお受けいたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(事務局)

それでは、次回の委員会の開催に当たりましては、事務局で調整をさせていただきまして、皆様に案をお知らせしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

(河西会長)

それでは、委員の皆様からも特になんということであれば、本日の議事は以上でございます。

(河西会長)

これをもちまして、第71回道州制特区提案検討委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもお疲れさまでした。

以 上